

花園ラグビースクール規約

花園ラグビースクール

平成 3年4月1日 制定

平成16年4月1日 改正

(名称)

第1条 このスクールは、花園ラグビースクール(以下「スクール」という)と称し、事務局を「木田 一夫」とする。

(目的)

第2条 ラグビーを通じて、東大阪市及びその近隣年の少年・少女に、安全で明るく、正しい運動の機会を与え、心と身体の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の事業を行う。

一 項 ラグビーの練習、観覧及び他のラグビースクールとの交流。

二 項 夏合宿、強化練習及び目的達成に必要な事項。

(生徒)

第4条 スクールの生徒は、東大阪市及びその近辺の幼児、小学生の児童を対象とする。

(役員)

第5条 スクールには、次の役員を置く。

校 長 1名 副校長 3名

運営委員 1名 副運営委員長 1名

指導委員長 1名 副指導委員長 3名

会 計 1名

(主務)

第6条 各委員の主務は次の通りとする。

一 項 校長は、スクールを代表して校務を統括する。

二 項 副校長は、運営委員会を主宰すると共に校長が職務に支障のある時は、その職務を代行する。

三 項 運営委員は、運営委員会を組織し、スクールの運営に関する一切の業務を

行い、運営に必要な事務を分掌する。

四項 指導委員長及び指導委員は、主として技術指導にあたる。

五項 会計は、スクールの運営に必要な収支管理を行い、年度末に会計報告を行う。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 運営委員会は、毎月一回校長(副校長)が招集する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

(経理)

第9条 スクールの運営は、会費・その他を持ってあたる。

(予算承認)

第10条 運営委員会が決定した予算は、校長及び副校長の承認を得なければ成らない。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月より翌年の3月末までとする。

(規約の改正)

第12条 規約の改正は、運営委員会の議決による。

(規約)

第13条 この規約に定めるもの、その他スクールの運営に関し、必要な事項は別に定める。

この規約は平成16年4月1日より実施する。

細 則

(生徒の資格)

1. スクールの生徒の資格は、指定の入会手続きを経て校長が承認することによって与えられる。
2. 校章・背番号を交付する。

(事務の分掌)

運営委員会は、総務・会計・庶務・企画・指導・体力・父兄会。その他必要な事務を分掌する。

(会 計)

1. 生徒は定められた年会費を納入するものとする。
(対外試合の交通費等を含む。)
2. 年会費は運営委員会が決定する。
3. 会費はスクールの運営に当てる。
4. 既納の会費は返済しない。

(資格の消滅)

生徒の資格は、健康上の理由又は生徒としてふさわしくない行為等により、運営委員の議を経て取り消すことが出来る。

(経費の負担)

スクールに参加する経費は、生徒が負担する。

(保 険)

1. スクールの生徒は、スクール規定の災害保険に必ず加入するものとする。
3. 受講中・負傷等の災害が生じた場合、指導員の応急手当を行うが、事故後の加療・療養の責任は問わない。
ただし、前項による保険給付は後日支給される。

花園ラグビースクール指導の手引き(指導員用)

はじめに

花園ラグビースクールは、スクールの基本方針にも掲げているように、ラグビーを通じて子供たちの「こころ」と「からだ」の発達を願う、即ち換言すれば、心身両面にわたって強くたくましい子供に育ててくれることを願いとするものである。

したがって、ゲームに勝つことを最優先するものではない。勿論 ゲームは勝ったほうが良いし、ゲーム中は勝とうとする意欲を持って全力で行うべく方向づけべきであるが、勝つためには手段を選ばずの姿勢は、当ラグビースクールの否定するところである。

その意味で、当ラグビースクールは対外敵ゲームに関してのみならず、正攻法で全ての指導に望んでいきたい。

ラグビーに固有の「ノーサイドの精神」は、勝つために「汚い」事を行った場合に成り立つものではなく、強烈な戦いの意識の底に一貫して流れる相手の人格を互角に尊重できる心の存在によって成り立つものである。まして、精神形成期初期にあたり、人生にとって最も重要な意味を持つ幼年、少年を対象とする当ラグビースクールは、ラグビーの本来のあり方を当然指導の基本的原則とするものである。

保護者会について

(保護者会代表について)

1. 各学年より保護者会代表1名と、副代表1名を互選する。
2. 保護者会代表は、必要に応じて保護者会を招集し、会員の親睦と花園ラグビースクールのより一層の発展を図る。
3. 保護者会は、年度末スクール年間会計の会計監査を行う。
4. 代表の任期は1年とし、再任は妨げない。

保護者会規約

花園ラグビースクール保護者会

第1条 本会は花園ラグビースクール保護者会と称し、本部を花園ラグビースクールの事務局に置く。

第2条 本会の目的は、次の通りとする。

- 一 項 スクールの生徒の心身の健全育成に協力する。
- 二 項 スクールの発展のための後援をする。
- 三 項 会員の健康増進と会員相互の親睦を図る。

第3条 本会は、次のものを会員とする。

- 一 項 スクールに在籍する生徒の保護者。
- 二 項 スクールの卒業生の保護者で入会を希望する者。

保護者会補助について

1. 練習開始10分前に、グラウンドへ(受付用の机等の準備)
2. 出席員の捺印、出席数の確認。
3. 日により配布物、集金等の取り扱い。

皆勤賞

1年間ラグビーの練習に休まず参加した者に皆勤賞

学校行事(運動会・学習参観など)のために練習を欠席した場合は、出席とし
ません。